

# 久御山町教育大綱

(案)

平成 28 年 2 月

久御山町

## 1 はじめに

平成 27 年 4 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度がスタートし、同法第 1 条の 3 第 1 項に、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を定めるものとする」と規定されました。

久御山町教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、「久御山町第 5 次総合計画」に即し、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議・調整し策定しました。

### (1) 教育大綱の位置付け

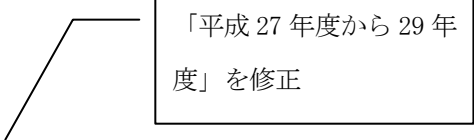
教育大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

町長または教育委員会において所管する教育・文化分野の基本理念、教育方針を示し、住民の理解、協力を求め、地域総がかりによる教育を進めます。

### (2) 期間

教育大綱の対象期間は、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間を基本とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。



「平成 27 年度から 29 年度」を修正

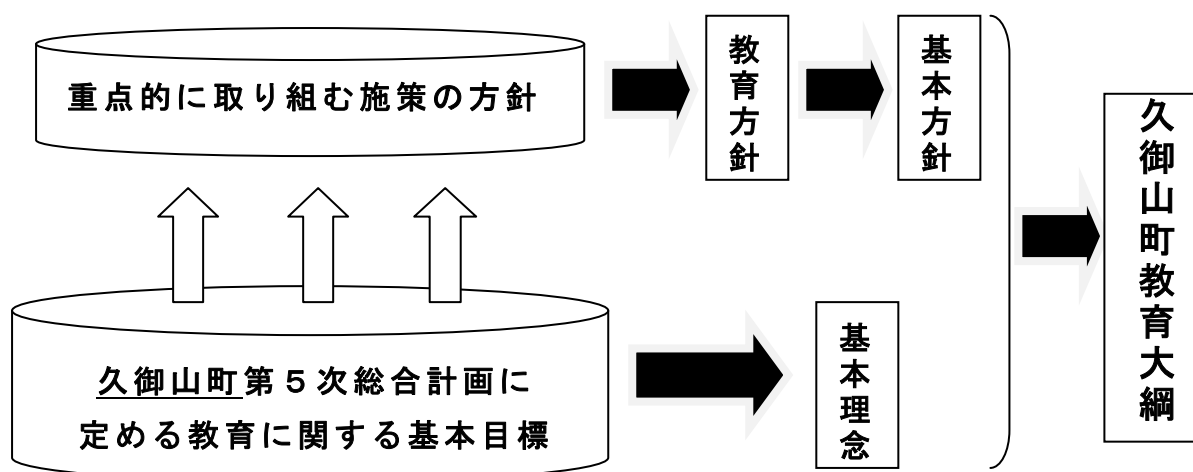
＜第 5 次総合計画に掲げる久御山町の将来像＞

**つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち  
～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～**

## 2 教育大綱の構成

教育大綱は「基本理念」「教育方針」によって構成します。  
また、それらを実現するための「基本方針」と合わせて定めるものとします。

《教育大綱のイメージ》



### (1) 基本理念

教育大綱の「基本理念」は、第5次総合計画の基本目標である「地域の力を結集した教育の推進・人と人がふれあい、尊重し合う心を育む」とします。

**地域の力を結集した教育の推進**  
**人と人がふれあい、尊重し合う心を育む**

本町では、少子化や高度情報化の進展、コミュニティの変容をはじめ、子どもたちの育ちを取り巻く環境が大きく変化する中、誰もが安心して質の高い教育を受けることができるまちをめざします。

このため、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちが将来「自らの夢の実現」のために自発的に学習し、前向きに挑戦し続けられるよう、心と体を鍛え、人や社会と繋がって、自立した心豊かな人間に成長できるよう教育活動を展開します。

「保護者」を修正

また、希望する全ての子どもが就学前教育を受けることができる機会づくりを推進するとともに、就学前から中学校卒業までを見通した学力の充実・向上を図ります。

さらに、住民意識の多様化や生涯学習への関心が薄れる中、生涯学習やスポーツのさらなる推進を通じて、人とのつながり、郷土を愛する心を育むまちづくりをめざします。

「人」を修正

このため、町全体を大学のキャンパスのようなひとつの「生涯学習のタウンキャンパス」として位置づけ、「まなぶ」「そだてる」「つなぐ」「ささえる」という4つの視点から生涯学習の推進に取り組み、参加機会の充実や住民、関係団体、事業所、行政の連携の強化を図るとともに、町の歴史・文化資源を生かして、まちに対する住民の誇りと郷土愛を育みます。

## (2) 教育方針

新規

- 保幼小中一貫教育による「生きる力」の育成
- 次代を担う子どもの育成に向けた教育施策の充実
- 学校・家庭・地域の力を結集し、地域総がかりで子どもを育てる環境づくりの充実
- 人と人がつながり、地域がつながる温かいまちをめざした生涯学習の推進

「教育の推進」を修正

「人がつながり」  
を修正

「活かした、一人一人の学び  
を支える教育環境」を修正

### 3 基本方針

大綱に位置づけた教育方針の実現に向けて、幼児教育から小中学校、さらには社会生活への発達段階に応じた「たての接続」と、学校、家庭、地域等社会全体で取り組む「よこの連携」に留意しつつ、次の6つを基本方針として取り組みます。

「5つ」を修正

#### (1) 就学前教育の推進

少子化や核家族化、女性の社会参加の機会の拡大や就労形態の多様化など社会の変化は、就学前の子育てに大きな変化を与えています。

このような状況の中、本町では同一の年齢の子どもに等しく就学前教育を行うため、保育所・幼稚園における一体的教育に対する取組を進めてきました。

今後においても、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、質の高い教育・保育事業の実施とそれぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、保護者の就労状態に関わらず、希望するすべての子どもに等しく就学前教育を提供します。

また、就学前の子どもが育っていく過程を支援するため、教育・保育内容の充実と職員の資質向上に努めます。

#### (2) 子どもたちの「生きる力」を育成

本町においては、子どもたちが「生きる力」を身に付け、さまざまな課題に柔軟にかつたくましく対応し、希望する進路に進むことができるよう、幼児・児童・生徒の生きる力の育成、保幼小中一貫的教育による学力の充実、キャリア教育などの特色のある教育を推進してきました。

今後においても、保幼小中一貫教育の視点による学力向上をめざし、子どもたちが将来「自らの夢の実現」のために自発的に学習し、前向きに挑戦し続けられるよう、心と体の鍛え、人や社会とつながって自立した心豊かな人間に成長できるよう、教育活動を展開します。

#### (3) 家庭教育を支援

急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについて影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、さらには自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化などさまざまな問題が浮上しています。

このような状況の中、地域社会が学校教育に関心を持ち、教育活動に参画

することで、地域総がかりで子どもを育てるという強い意識が不可欠であることから、地域社会の力を結集したコミュニティ・スクールによる「学校力」の向上を図ります。

また、PTAや学校運営協議会と連携し、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図ります。

#### (4) 人と人がふれあい、尊重し合う心の育成

本町では、学びの成果を豊かな地域づくりを反映していくため、世代を超えてさまざまな活動に参加できる機会づくりや住民、企業、行政の連携による生涯学習を推進してきました。

第2次生涯学習推進計画においても、町全体を大学のキャンパスのようなひとつの「生涯学習のタウンキャンパス」として位置付け、「まなぶ」「そだてる」「つなぐ」「ささえる」という4つの視点から生涯学習の推進に取り組み、参加機会の充実や多様な地域資源を結んで、住民、関係団体、事業所、行政が一体となった取組を推進します。

また、学びの成果が地域に還元され、人と人がつながっていく地域をつくるサイクルづくりを推進します。

#### (5) 生涯スポーツの機会を充実

スポーツは、心身両面にわたる健康の保持増進や生きがいづくり、青少年の健全育成、住民の連帯感の醸成など多様な側面からその重要性が高まっています。

スポーツ人口のすそ野を広げるために、身近にスポーツに親しむことのできる機会・環境の充実を図るとともに、住民だれもがスポーツに興味を持てるよう機会の提供を推進します。

#### (6) まちへの誇りと郷土愛を育む環境をつくります

歴史や文化を知り、共有していくことは、住民のまちへの誇りや愛着、住民同士の交流をはぐくむとともに、本町の対外的な認識を高めることにつながります。

町の歴史文化の保存・継承と積極的な活用により、住民のまちへの誇りと郷土愛をはぐくみます。

また、まちの個性である歴史・文化遺産を広く町内外に発信し、住民の誇れる地域資源にしていきます。